

「介護施設へのロボット導入に係る基準の特例について」に係る  
国家戦略特区ワーキンググループからの指摘・確認事項への回答

厚生労働省老健局高齢者支援課

- (1) 介護老人福祉施設の人員基準については、常勤換算方法で入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上(1/3基準)とされているところ、当該基準を定めた根拠となる調査データ等をお示しいただきたい。

(回答)

⇒ 医療保険福祉審議会・老人保健福祉部会・介護給付費部会合同部会資料(平成11年3月1日)より抜粋。

平成9年4月1日現在

人員配置	施設数(構成割合)
3 : 1 以上	1,686 か所 (60.4%)
3.1 ~ 4.0 : 1	1,059 か所 (37.9%)
4.1 : 1	47 か所 (1.7%)

※全国老人福祉施設協議会調査による。

※人員配置の構成割合は、非常勤職員は含まない。

- (2) 現行の人員基準は、ロボットの活用を前提とせずに作成されているものと考えられるが、今後、ロボット技術の開発が進めば、ロボット技術を用いないで提供される介護サービスの水準を維持しながら、介護サービスを提供する従業者の必要人数を減らすことは当然可能になる。今回のご説明でも論理的にはそのとおりのことであったが、今後、技術開発の進展がどのような状況になったら、ロボット技術を用いた介護に係る人員基準を検討するのか明らかにしていただきたい。

(回答)

⇒ 先日ご説明させていただいたように、介護に係る「人員配置基準」は介護施設における一定水準以上の処遇と生活の質を確保するのに最低限不可欠なものとして、全国一律の最低基準としていることから、介護サービスの提供体制も含め様々な観点からの研究・検討等が求められるとともに、社会保障審議会介護給付費分科会においてご議論いただく必要があります。